

困ったなあに答えます

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

マンションの賃借人が
行方不明なのですが…

賃貸中のマンションの件で、
ご相談させてください。

父親がマンションを1棟所有
し、各室を人に貸していたので
すが、その父親が先般亡くなり、
私がこれを相続しました。

といつても父親の代から家賃
の取り立てなどすべて専門の管
理会社に任せているので、取り
急いで私がしなければならな
いことはないのですが、先日担
当者から説明を受けた際に一件、
頭の痛い案件があつたのです。

その賃借人は賃料月10万円
を4ヵ月分続けて滞納していく、
請求はもちろん、内容証明まで
出しているのですがなしのつぶ
て、調べてみるとどうやら誰も
いるのですよね？

それは御心痛のことですね。

大体、賃料は滞納が3ヵ月続
けば契約を解除できますが、先
に出した内容証明郵便は無事
本人に届いたのでしょうか？

その書面には、滞納家賃を速や
かに支払えとの督促だけでなく、
支払わない時には賃貸借契約を
解除するとの意思表示もされて
いるのですよね？

もし内容証明が不達で戻って
きたり、あるいは解除の意思表
示がされていなければ、賃料不
払いを理由に退去を求める訴訟
を起こし、そこで初めて解除の
意思表示をすることになります。
訴状が本人に届かなかつた場
合、裁判所は公示送達（民法98
条）という方法によって、大体
2週間を目途に相手方に到達し
たとみなします。

もちろん被告は訴訟に出てこ
ず、いわゆる欠席判決で勝訴判
決が下されるので、あとはそれ
に従つて強制執行をすればよい
のです。お金と時間はかかりま
すが、それが唯一まつとうなや
り方です。

気をつけてほしいことは、担

きたり、あるいは解除の意思表
示がされていなければ、賃料不
払いを理由に退去を求める訴訟
を起こし、そこで初めて解除の
意思表示をすることになります。
訴状が本人に届かなかつた場
合、裁判所は公示送達（民法98
条）という方法によって、大体
2週間を目途に相手方に到達し
たとみなします。

もちろん被告は訴訟に出てこ
ず、いわゆる欠席判決で勝訴判
決が下されるので、あとはそれ
に従つて強制執行をすればよい
のです。お金と時間はかかりま
すが、それが唯一まつとうなや
り方です。



住んでおらず、本人は警察に捕
まっているようだというのです。
びっくりして、暴力団関係者で
はないのかと尋ねたら、そうで
はないと言うのですが、保証人
も居場所が分からなくなつてい
るそうです。
担当者が言うには、家賃滞納
を理由に賃借人に退去してもら
うには、普通は訴訟を起こすの
だが、いかんせん本人がどこに
おきたいというのですが、そん
なことをして、後でいざ本人が
別に持つている倉庫に保管して
おきたいというのです。
そこでこの際、実力行使をし
て鍵を開け、中にある家財道具
を持ち出したうえ、管理会社が
おきたいというのですが、そん
なことをして、後でいざ本人が
出てきたときにややこしい問題
にならないでしょうか？